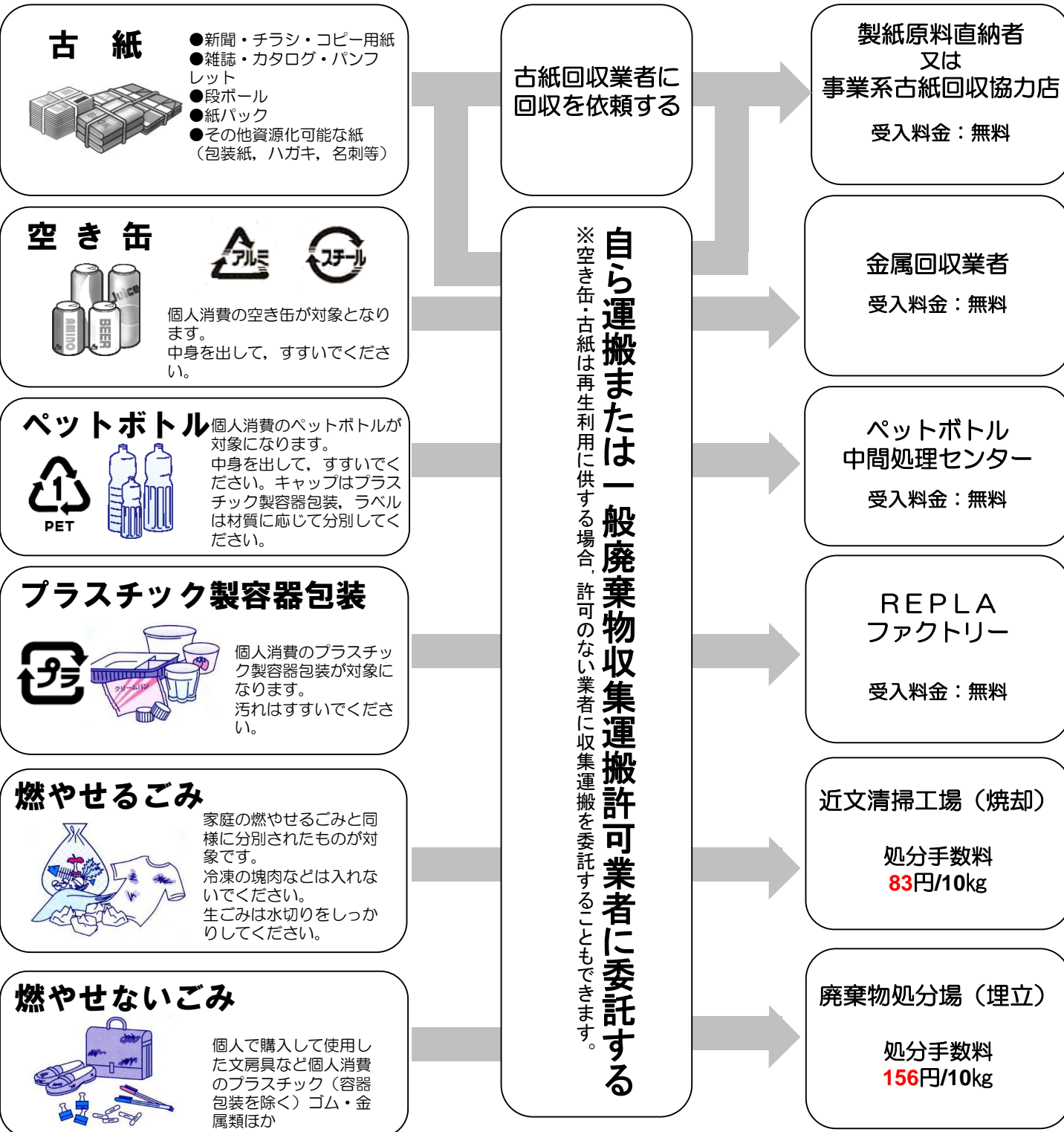


# 事業系ごみ分別区分と処理の流れ

事業系ごみは、次の区分に分別し、それぞれ指定の場所に搬入してください。  
これ以上の分別をし、独自ルートで処理している方はそのまま構いません。



※事業系の紙製容器包装は受入れを行っていません。紙類としての分別をお願いします。  
※空きびんは、すべて産業廃棄物での処理になります。